Segrite Endpoint Securityエンドユーザー使用許諾契約書

重要

Seqrite Endpoint Securityソフトウェア(以下「ソフトウェア」とする)をご使用になる前、またご使用を試みる前に、本Seqrite Endpoint Securityエンドユーザー使用許諾契約書(以下「契約書」とする)をよくお読みください。

お客様が本ソフトウェアをご使用になるか、ソフトウェア使用許諾契約条件に合意される場合、またはいかなる方法であれソフトウェアを読み込もうとする試みを行った場合も(そうした行為はお客様の合意と署名を表すものとみなされます)、お客様が当契約書のすべての契約条件を読み、理解し、合意したことを確認および承認するものとします。本契約書は、ひとたび「お客様」[本ソフトウェアを使用する予定の(契約を結ぶ法的能力がある)個人、または企業、または法人(以下「お客様」といいます)]によって承認されると、お客様および QUICK HEAL TECHNOLOGIES LIMITED、本社インド、プネ、(以下「当社」といいます)との間における法的強制力を持つ契約書となります。お客様は本契約書に記載され Quick Heal によって不定期に修正される契約条件に従って本ソフトウェアを使用する権利を有するものとします。以下に記載された契約条件に合意できない部分がある場合は、本ソフトウェアをいかなる方法によっても使用せず、速やかに返却するかまたはお客様が所有している本ソフトウェアのすべてのコピーを削除してください。

Seqrite は当社の独占商標です。ライセンス料の支払いの対価として、領収書により確認できれば、当社はお客様に、お客様自身のみが使用できる非独占的および譲渡不可の権利を付与します。当社は、明示的に付与されていないすべての権利を留保し、知的財産権、所有権、媒体を問わずすべての複製物を含む本ソフトウェアの権限と所有権を保持します。本ソフトウェアと付属資料は当社の所有物であり、著作権により保護されています。本ソフトウェアまたは付属資料をコピーすることは、明確に禁止されています。

本ソフトウェアは当社の Endpoint Security ソフトウェアの一部であり、個別にインストールすることはできません。お客様が本ソフトウェアを利用する場合、お客様は当社と本ソフトウェアの両方の Endpoint Security ソフトウェアのエンドユーザー使用許諾契約書とプライバシーポリシーに同意したものとみなされます。

1. 定義

- A. 「**販売業者**」とは、インターネット経由での販売を含め、当社の製品を販売する当社の正規 販売業者、下位販売業者をいいます。
- B. 「**ライセンス期間**」とは、本契約書に具体的に記載されている期間をいいます。
- C. 「デバイス」とは、本ソフトウェアの設計が特に対象とする個人用情報端末(PDA)、コンピュータ、スマートフォン、携帯デバイス、その他電子デバイス(システム要件がユーザーマニュアルまたは www.seqrite.com に具体的に記載されているもの)であって、本ソフトウェアのインストールおよび使用の両方またはいずれかが予定されているものをいいます。
- D. 「通常営業時間」とは、日本時間祝日除く月~金曜日午前10 時から午後5時といいます。
- E. 「サポート」とは、本ソフトウェアを使用するために当社が提供する有償または無償の 技術アシスタントをいいます。詳細は当社ウェブサイト www.seqrite.com を参照してく ださい。
- F. 「アップデート」とは、ソフトウェアに対する修正、改善、変更に加えて、ありとあらゆる ウイルス定義ファイル (新ウイルスの検出と除去対策を含みます)をいいます。
- **G.** 「アップグレード」とは、本ソフトウェアに対するあらゆる修正、改善、変更または当社が 通常年 1 回行う本ソフトウェアの新バージョンのリリースという形態での年次機能強化を いいます。
- H. 「ユーザーマニュアル」とは、ユーザーガイド、ヘルプガイド、本ソフトウェアに付随する その他の資料、当社のウェブサイト (www. seqrite.com) で公開されるアップデートされた契 約書、当社が随時提供する説明資料その他資料をいいます。

- i. 「お客様」とは「エンドユーザー」を意味し、次のものを意味します。
- ii. 本ソフトウェアを自身のためにインストール/使用し、使用する権利を合法的に取得した個人 (当該の個人)、および本ソフトウェアがインストールされ有効化されたデバイスを使用/所有 する他のすべての人物(当該の個人によって承認されているか否かを問わない)。または、
- iii. 組織 (パートナーシップ、合弁会社、有限責任事業パートナー、有限責任事業会社、あらゆる性質の企業、トラスト、政府機関、非法人組織、団体を含むがこれに限定されない)、または当該の組織によって本ソフトウェアのダウンロード、インストール、使用を承認され、その組織の代理として本契約書の内容に同意する人物 (当該の人物)、および本ソフトウェアがインストールされ有効化されたデバイスを使用/所有している他のすべての人物 (当該の個人に承認されているか否かを問わない)。

2. 注意事項

- A. お客様は以下の事項を行うことができます。
- i. バックアップまたは様々な手段での共有を目的として、本ソフトウェアのコピーを作成し、 紛失したり、破損したり、または使用不能に陥ったりした場合に置換すること(こうして作成したバックアップコピーは、お客様が本ソフトウェアを使用する権利を喪失したり、お客様の主たる居住国もしくはお客様が本ソフトウェアを使用している国において有効な法に基づいていかなる理由であれ解除される場合は、破壊されなければなりません)。
- ii. 1 台のコンピュータに 1 つのソフトウェアを使用すること。複数ユーザーパックの場合は、 許可されたシステム数のみ本ソフトウェアを使用すること。
- iii. ネットワーク経由でソフトウェアにアクセスすることのできるコンピュータ 1 台につき 1 つの正規ライセンス版ソフトウェアをお客様が有していることを条件として、ネットワーク に本ソフトウェアをインストールすること。
- B. お客様は以下の事項を行うことはできません。
- i. ソフトウェアのいかなる部分もエミュレートしたり、改作したりすること。
- ii. ソフトウェアの一部をサブライセンス、賃借、賃貸すること。
- iii. ソフトウェアのソースコードを明らかにしようとしたり、探り出そうとしたりすること。
- iv. 本ソフトウェアをデバッグしたり、逆コンパイルしたり、分解したり、修正したり、翻訳したり、リバースエンジニアリングしたりすること。
- v. 適用可能な法律によってお客様に付与された放棄不可能な権利を唯一の例外として、本ソフトウェアまたはその任意の箇所に基づく派生著作物を作成すること。
- vi. 本ソフトウェアのコピーに付された著作権情報またはその他所有権情報を、削除したり修正したりすること。vii. 本ソフトウェアの任意の箇所を人間が解読可能な形式に変換すること。
- vii. 本ソフトウェアを、ユーザーマニュアルに記載された脅威の検出、阻止または処理に使用するためのデータまたはソフトウェアの作成に使用すること。
- viii. 許諾されていない目的や違法な目的で使用すること。

3. 有効化

当社は、本ソフトウェアのインストールを行う際、当社の Endpoint Security ソフトウェアの機能の一つとして、お客様のコンピュータに他のセキュリティ製品やソフトウェアがインストールされており、それらの製品やソフトウェアに当社のソフトウェアとの互換性がない場合は、アンインストールするか無効にするように通知します。当社は、本ソフトウェアのインストール中に発生したあらゆるデータの損失や利益の逸失について責任を明示的に否認します。当社はライセンスとソフトウェアの妥当性/合法性を確認する権利を留保します。

4. ライセンス契約条件

- A. お客様は、当社の Endpoint Security ソフトウェアを購入された日/ライセンスが有効化された日から、購入された Endpoint Security ソフトウェアのライセンスの有効期限まで、当ソフトウェアを使用する権利を有します。
- B. お客様は、インターネットによるアップデートや電話による技術サポートを受ける権利を有することを理解し、そのことに同意し、そのことを承認するものとします。本ソフトウェアを許可されている以外の目的で使用することは厳しく禁止されており、当社はそうした権限なき使用に対してあらゆる措置を講じる権利を留保します。
- C. お客様は、本ソフトウェアの権限なき使用または本契約に記載された一部または全部の契約条件に対する違反があった場合は、本契約および本契約により付与されたライセンスが即時解除されるに同意し、そのことを理解しているものとします。その結果としてこの件に関するお客様への事前の通告/通知なしに当社およびその代理人のいずれかまたは両方がお客様に対して刑事訴訟および民事訴訟の両方またはいずれかを起こす可能性があります(各Endpoint Security ソフトウェアのキーファイル/ライセンスキー/プロダクトキーをブロックする権利を含みますがそれのみに限定されません)。この件に関してお客様に返金されることはありません。
- D. お客様は適切に使用許諾された Microsoft 製品 (Windows オペレーティングシステムソフトウェアなど) でのみ本 Microsoft ソフトウェアをインストールしなければなりません。

5. 免責事項

- A. お客様は以下について同意し、承認し、認識しているものとします。
- i. 本ソフトウェアの設定とそれによって生じる結果ならびに本ソフトウェアの作動および作動 不能についてお客様は単独で責任を負い、当社はいかなる場合においても賠償責任/責任はな く、これを一切負わず、免責事項が適用されるものとします。
- ii. 当社は、データの削除に関して賠償責任および責任はなく、これを一切負わないものとします。これには、お客様によって特に承認されたか、または(意図的であるか否かに関わらず)ソフトウェアの機能に起因した、お客様による作為または不作為、またはお客様のデバイスの使用や操作をお客様により承認された第三者による作為または不作為に起因する、個人データおよび機密データの両方またはいずれかの削除もしくは紛失、第三者アプリのアンインストール、設定の変更を含みますが、それらのみに限定されません。
- iii. 本ソフトウェアを利用する/使用することで、お客様は何らかの費用を負担する必要を生じる 可能性があります。当社は、お客様による本ソフトウェアの当該機能の使用によって発生す る、あらゆる直接的なまたは臨時的な費用を含むが、これに限定されないあらゆる費用の償 還について、いかなる申告も考慮しないものとし、明確に放棄するものとします。
- iv. お客様は、本ソフトウェアを使用した結果として生成されたレポート、データ、情報の使用 に単独で責任を負い、そのような使用に関してインドのあらゆる適用可能な法および規制な らびにあらゆる適用可能な外国/国際法(個人情報保護法、データ保護法、猥褻取締法、秘密 保持法、著作権法を含みますがそれらのみに限定されません)を遵守するものとします。
- v. 本ソフトウェアの使用中に、当社はお客様のみの利益のために何らかの行為を実施するよう 推奨します(例えば「当社のソフトウェアは、ウイルスに感染したアプリケーションをアン インストールするようお客様に推奨する場合があります」など)。ただし、そうした行為は推 奨であり、当社はお客様がそのような推奨された行為を実施する場合であれ実施しない場合 であれ責任/賠償責任を負いません。さらに、当社はそうした行為を実施することまたは実施 しないことによって生じるいかなる結果や不利益についても責任/賠償責任を負いません。

6. サポート

当社は本ソフトウェアの使用時に、Endpoint Security ソフトウェアの一部として様々なサポー

ト機能を提供します (例えば、技術サポートチームとのライブチャットなど)。お客様の判断により技術サポートチームがお使いのコンピュータに遠隔アクセスする場合もあります。本サポートのご利用は、お客様の判断に任されており、サポートを受ける前にお手元のデバイスにある既存データ、ソフトウェア、プログラムのバックアップを作成することはお客様の責任となります。この作業の直接のコスト、間接的なコスト、およびこの作業の結果として発生するコストはすべてお客様のご負担となります。当社は、このサポートのプロセス全体を通して発生したデータの損失とデータ/所有物に対する直接/間接的/派生的損失または損害に対し、一切の責任を負わないものとします。当社はサポート機能の提供においていかなる保証も主張しないため、技術サポートチームがある時点においてサポート内容が対象範囲外であると判断した場合、当社は単独の裁量においてこのようなサポートを保留、停止、終了または拒否します。

7. アップデート & アップグレード

本契約に記載された契約条件を条件として、お客様は登録ユーザーとして無償で本ソフトウェアのアップデートとバージョンアップグレードをライセンス期間中に受け取る権利を有します。

8. データ機密性

Endpoint Security ソフトウェアの機能としてソフトウェアのインストール時に、お客様の裁量/許可の有無を問わず、個人を特定できる情報を含むか否かに関わらず、統計目的のみのために、または不正な振る舞いのパターン、本質的に不正なウェブサイト、その他インターネット上のセキュリティの脅威/リスクの特定および検出の両方またはいずれかにおける Quick Heal 製品の能力、有効性および性能の強化ならびに評価を行うために、以下の情報を収集する場合があります。この情報は、正規ライセンス版をご利用のお客様により良い技術サポートを迅速に提供するために使用されることがあります。

9. 補償

- A. お客様は、以下の場合において当社および/または当社のあらゆる役員、従業員、代理人、パートナー、販売業者が、お客様および/またはあらゆる第三者によって起こされた、業務/利益の損失、秘密/その他情報の損失に対する損害、法律上の義務/相当な注意の義務/誠意による義務、経済的/概念的損失、事業中断および業務上の信用における損失、データまたはプログラムの損害および損失、その他法律上許可された最大の範囲における無形の損失(当社がそうした損害の危険性について勧告された場合も含む)に由来する損害や損失を含むがこれに限定されない、あらゆる直接的、間接的、偶発的、特別、罰則、派生的および/または懲罰的な損害による、いかなるおよび一切の請求、費用、訴訟、コスト、要求、審判についても、責めを負わないものとすることを、明示的に理解し、承諾し、同意し、保証します。
- i. Endpoint Security ソフトウェアの機能の一つとして、お客様による本ソフトウェアの使用によって生じたもの。
- ii. 本ソフトウェアまたは Endpoint Security ソフトウェアを使用する際のお客様の過失または 能力の欠如。
- iii. Endpoint Security ソフトウェアの一部として、本ソフトウェアの利用に関するお客様と第 三者との間のあらゆる紛争。
- iv. お客様による個人および事業体の両方またはいずれかに対する権利の侵害。
- v. お客様による本契約書の違反。
- vi. お客様によるインド国内外におけるあらゆる法律/規則/法令下のあらゆる条項への違反。
- vii. 当社のサポートサービスまたはその他あらゆるサービス/情報の不提供。
- B. この制限は、正当な権利に起因するかまたは不法行為に起因するかに関わらず、契約の違反、 保証の不履行、過失、厳格責任、不実表示を含みますがそれらに限定されないあらゆる訴因

に適用されます。お客様は本契約によって、当社およびその役員、従業員、代理人、販売業者を本契約に記載された制限を超えるあらゆる義務および賠償責任から解放するものとします。

C. 当社および/またはその役員、代理業者、従業員、販売業者が義務を負うと認められる場合、当社および/またはその役員、代理業者、従業員、販売業者の義務はいかなる場合も当社またはその販売業者/代理業者からのソフトウェアの取得に際してお客様に対し発生したライセンス料金のみに限定され、これを上回ることがないものとすることを、お客様は理解し、同意するものとします。本条項は本契約の終了後も存続します。

10. 限定保証および免責事項

A. メディア保証

本契約下における限定保証として、また、事故、不正利用、誤用を除外して、当社は領収書に記入された購入日から30日間、本ソフトウェアが正常に使用された場合に限り、Endpoint Security ソフトウェアの一部としてソフトウェアが記録されているディスクの材質上および製造上の瑕疵がないことをライセンシーに保証します。本契約下における当社の唯一の義務は、当社の選択において(a)領収書のコピーに基づき支払い額を返却するか、または(b)領収書を添えて当社に返却された当社の限定保証を満たさないディスクを交換するかのいずれかを行うことです。

B. 性能保証

当社が Endpoint Security ソフトウェアの一部として提供する本ソフトウェアは、明示的であるか黙示的であるかを問わず、あらゆる種類の保証(商品性、特定目的への適合性、使用、性能、満足できる品質であること、統一性、特定の用途への適用可能性の黙示の保証を含みますがこれらのみに限定されません)を伴わない「現状有り姿」および「利用可能な状態」で提供され、その他すべての保証は適用可能な法により認められる最大限の範囲において否認されます。

当社が配信した本ソフトウェアは、ユーザーマニュアルに記載された説明に従っていることを保証します。しかし、当社はソフトウェアの性能に関して一切の保証を行わず、同性能に関して一切の請求を受理しません。当社は、正規ライセンス版ソフトウェアまたはアップグレードがお客様の要件を満たすという保証、または正規ライセンス版ソフトウェアの使用、操作、コンテンツのアップデート、およびアップグレードでエラーまたは途切れることがないという保証も主張しません。

お客様は、以下を条件として、本ソフトウェアが随時更新されるユーザーマニュアルに記載された仕様、説明に従って事実上稼働すること、および当社が以下の状況に起因するありとあらゆる 賠償責任を明示的に否認することを理解し、承認します。

- i. お客様のデバイスにインストールされたソフトウェアコンポーネントおよびハードウェアコンポーネントの両方またはいずれかに起因する不適合性。
- ii. 当社の制御を超えるお客様または第三者による行為。
- iii. 乱用、不適切なインストール、盗難、不正使用、事故、運用または保守、天災、改造、電源 喪失、災害、当社以外の第三者が実施した修理、改造、不注意、許可されていない改変、テロ行為、破壊行為に起因する故障、機能不全、不具合。
- iv. お客様のデバイスにおける欠陥や不具合、および関連する違反行為。
- v. お客様によるユーザーマニュアルまたは本契約書に記載された契約条件の違反。

C. 第三者のウェブサイトへのリンク

本ソフトウェア製品の使用に際し、第三者のウェブサイトへのリンクが含まれている場合があります。お客様は、こうした第三者のウェブサイトにリダイレクトされる可能性があります。第三者のウェブサイトは当社の管理下にないため、当社は第三者のウェブサイトコンテンツおよび/または第三者のウェブサイトに含まれるリンクに対し責任を負わないものとします。当社は、お客様の利便性のためにのみ第三者のウェブサイトへのリンクの使用を提供しているにすぎず、こ

れが原因で発生する損失・損害の責任は負わないものとします。また、そのような第三者のリンクへのアクセスまたはその他の行為はすべてお客様が責任を負うことになります。

11. 知的財産権

本ソフトウェア、ソースコード、有効化コード、ライセンスキー、文書、システム、アイデア、情報、コンテンツ、設計、商標、および Endpoint Security ソフトウェアに関するその他の事項は、知的財産法に基づき当社の独占的な所有物および当社の知的財産権であり、当社に帰属します。当社が使用する各オープンソースライセンスに記載された特定の条件に従い、本契約書に含まれるいずれの規定も、知的財産(当社によるものか第三者によるものかを問わず、本ソフトウェアおよび Endpoint Security ソフトウェアに対するエラー修正、機能強化、アップデート、または変更を含みますが、これらに限定されません)に対するいかなる権利、権限、権益をお客様に付与せず、また付与することを意図しません。お客様は、本契約の契約条件に従ってソフトウェアを使用するためのライセンスを提供されていることを理解し、確認したものとします。

本ソフトウェアには、当社と第三者との間で交わされたライセンス契約書に準拠した特定の第三者のコンポーネントが含まれることがあります。[特定の契約条項に従って使用許諾された第三者のコンポーネントが含まれる場合、当社と技術ライセンスを供与するパートナーの両方およびいずれかが知的財産権と所有権を保持していることを示す必要があります。当該第三者コンポーネントが契約書に準拠しているとしても、免責および制限が本 EULA で記載されている通りに適用されなければなりません。]

すべての権限と所有権、および第三者の知的財産権を含むすべての権利は、当該第三者のみが所有し、ユーザーはそのライセンス条項に従う義務があります。該当する場合、当該第三者が本 EULA の受益者となります。

12. 一般事項

- A. 不可抗力。当社は天災、戦争、内戦、政府の政策またはその制御の範囲を超えるその他の原因に起因する本契約による義務の履行遅延または履行不能に責任を負いません。当社はそうした不可抗力の影響下で発生したあらゆる事象の発生後、妥当な期間内に義務を果たすよう努力します。
- B. 法的管轄。本契約および本契約に関連するその他の事項はインドのプネにある裁判所のみを管轄裁判所とし、インドにおいて現在有効な法の内容に従って解釈されるものとします。本契約に起因するあらゆる紛争、および本契約の下での契約条件の違反は、お客様と当社との間の直接交渉により解決されるものとします。この紛争を発生から 30 日以内に上記の方法で解決することができなかった場合、その紛争の解決は当社が任命する仲裁人に付託されます。この仲裁地はプネとします。仲裁手続きは、インドの調停仲裁法 (Arbitration and Conciliation Act, 1996) とインドの法律に準拠するものとし、英語によって実施されるものとします。これら仲裁人は仲裁手続きの費用に関する決定も行うものとします。関連するのとします。これら仲裁人は仲裁手続きの費用に関する決定も行うものとします。関連する両当事者は、仲裁手続きの開始後も可能な範囲において本契約における各自の義務を引き続き遂行するものとします。本条項の規定は本契約の終了後も存続するものとします。本条項の規定を条件として、プネ (インド)の裁判所が専属管轄権を有するものとし、両当事者は法律上の利用可能なあらゆる救済手段を追求することができます。
- C. 包括的合意。本契約書は主題に関わる両当事者間における完全な合意を構成し、本ソフトウェアまたは本契約の主題に関わる口頭または書面によるあらゆる提案、意思の疎通または広告に優先します。お客様は当社によって随時ウェブサイト (www. quickheal. com/eula) で更新および公開される、本契約のありとあらゆる条項に拘束されるものとします。お客様は、当社ウェブサイト上に (随時)表示される契約書は、お客様による本ソフトウェアの有効化、再有効化および更新を含むあらゆる法的な目的のためにお客様と当社の間で締結される最終的かつ拘束力のある契約となります。本契約の翻訳版により紛争/疑念が生じた場合、当社は当社ウェブサイト上に表示される英語版が解釈と使用されている用語に関して最終的なもの

であること、および英語版における意味が権威と拘束力を有することをここに明示的に特定 かつ確認します。いずれかの当事者による本契約のいずれかの条項に対する違反に関する他 方の当事者による権利放棄が、当該条項またはその他の条項に対する別の違反に関する権利 放棄とみなされることはありません。

- D. 契約の分離。本契約に含まれる任意の規定が管轄権を有する裁判所によって無効であるか、 違法であるか、またはあらゆる観点から法的強制力がないと判明した場合も、本契約に含ま れる残りの規定の有効性、合法性または法的強制力は影響を受けず、またはそれによって損 なわれることはないものとします。本契約におけるその他の箇所は、法または衡平法により 認められる最大の範囲において引き続き全面的に有効であり、可能な限り最大限の範囲で当 初の意図が保全されます。
- E. **存続**。本契約の複数の条項(ライセンス料金、「補償」、「限定保証および免責事項」および「知的所有権」を含みますがこれらのみに限定されません)は、本契約の期限満了または解除後も存続するものとします。
- F. 当社が使用する各オープンソースライセンスに記載された特定の条件に従い、お客様は、本契約に基づくお客様の権利を譲渡したり、義務または債務を委譲したりすることはできません。本契約に基づく当社による権利または救済の不履行または履行遅延は、権利または救済の放棄ならびに過去、現在または今後の権利または救済の放棄を構成しないものとします。
- **G.** 条項番号および見出しは両当事者の利便性のみを目的として含まれ、本契約の解釈に影響しません。
- H. 当社は本エンドユーザー使用許諾契約書を随時修正する権利を留保し、当社ウェブサイト (www.quickheal.com/eula) 上にて常に最新の情報を公開するものとし、エンドユーザーはこれに拘束されるものとします。これは本契約書およびソフトウェアの使用に関する基本的事項です。
- I. 当社は法的手続きに協力する権利を留保し、お客様による本ソフトウェアの使用およびデバイスの一般的な使用に関連する文書や情報を提供することがあります。

13. 第三者ライセンスおよび OSS

A. 第三者ライセンス

本ソフトウェアには、当社と第三者との間で交わされたライセンス契約書に準拠した以下の第三者が開発し、所有している特定のコンポーネントが含まれることがあります。また、本ソフトウェアには、本 EULA で明確に記載されていないオープンソースソフトウェア (OSS) ライセンス、そのオープンソースソフトウェアライセンス、および第三者のソフトウェア使用許諾契約書で適用される追加の制限事項に従ってユーザーに使用許諾されたまたは使用許諾されていないソフトウェアプログラム、コード、およびコンテンツが含まれることがあります。更新された利用規約(以下で指定される第三者のソフトウェア開発者と OSS ライセンス開発者の EULA とプライバシーポリシー、およびを含むがこれに限定されない) は、本契約の本質的要素として適用され、扱われます。

B. Quick Heal ソフトウェア /アプリケーションは以下の第三者のソフトウェア & OSS のライセンスを使用します。

注意:一切の事項はプネ (インド) の管轄に属します。